

[様式 2-9]

別紙 26 の (7) 放送番組の編集の基準

NPO コミュニティラジオ京都は、放送事業を通じ、京都市の公共福祉、産業、経済、文化の向上発展に貢献し、平和な地域社会の実現に寄与することを使命とするものである。

放送番組の編集にあたっては、この自覚に基づき、民主主義の精神に従い、基本的人権と世論を尊び、言論及び表現の自由を守り、社会の信頼にこたえることを基準とする。

具体的な放送番組の編集にあたっては、正確で迅速な報道、健全な娯楽、教育教養の向上、児童及び成年の健全育成、節度を守り真実を伝える、地域住民の参加を重視し、番組相互の調和と放送時間に留意するとともに、即時性、普遍性など放送のもつ特性を十分に発揮して内容の充実に努める。

このために、放送番組を次の基準によって編成する。

- (1) 社会の公安及び善良な風俗に反する放送は行わない。
- (2) 報道番組は、総ての干渉を排し、政治、経済、社会上の諸問題に対しては公正な立場を守り、対立意見の問題に関しては多角的な論点を明示する。
- (3) 広告は真実を伝え、関係法に従って誠実を守り、聴取者にたいして責任を負うものとする。
- (4) 番組審議会の意見を尊重し、番組内容の適正化を図る。また、一般聴取者の意見、要望を把握し、番組に反映させる。
- (5) 番組は、報道番組、教育番組、教養番組、娯楽番組、その他の番組により公正され、適正な比率を維持し、調和を図る。

なお、個々の番組においての企画、制作、実施にあたっては、「日本民間放送連盟放送基準」を遵守することを、放送番組編集の基本方針とする。

放送番組の編成の基準は、当法人のホームページ等で広く市民に公表する。

平成 27 年	NPO コミュニティラジオ京都	CFM	別紙 26 の (7)
---------	-----------------	-----	-------------